

事 務 概 要

1 県営土地改良事業について

(1) かんがい排水事業

農地の用水改良又は排水改良のため、用排水路等の新設又は改修を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	2 地区
事 業 費	249, 587 千円

(2) 水環境整備事業

快適な生活環境を創造するため、水路、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に水辺空間等を活用した環境整備を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	4 地区
事 業 費	151, 876 千円

(3) 水質保全対策事業

生活雑排水等の流入に伴う農業用水の水質汚濁による農業被害、ゴミ投棄や汚泥の滞留による排水機能の低下及び水路周辺の生活環境の悪化を防止するため、用排水路等の新設又は改修を行う。また、水質保全を目的として整備された施設の機能低下を防止するための整備を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	13 地区
事 業 費	1, 925, 541 千円

(4) 経営体育成基盤整備事業

高生産性農業の推進と優良農地の適切な維持・保全、農業経営体の育成を図るため、用排水路、農道、区画整理等の整備を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	28 地区
事 業 費	3, 875, 511 千円

(5) 農地環境整備事業

中山間地域において、優良農地の保全を図るとともに、耕作放棄地の拡大を防止するため、用排水路、農道等の整備を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	7 地区
事 業 費	847, 798 千円

(6) 農業水利施設保全対策事業

農業水利施設の長寿命化を図るため、致命的な損傷を被る前に、施設の機能診断と機能回復を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	24 地区
事 業 費	1, 126, 542 千円

2 団体営土地改良事業について

農村の生活環境と農業生産基盤を総合的に整備する事業、農業集落排水施設を整備する事業及びきめ細やかな農業生産基盤の整備を行う事業を実施する市町村や土地改良区に対して助成する。

事業名	令和8年度計画		
	地区数	事業費	補助金
農村振興総合整備	3	千円 202,000	千円 130,480
農業集落排水	18	1,729,100	1,135,954
基盤整備促進	10	390,230	266,355
計	31	2,321,330	1,532,789

3 単県土地改良事業について

(1) 小規模かんがい排水事業

実施中の国・県営事業に関連して併せ実施することがより効果の大きい事業であるが、採択基準などの制限を受け国の補助を受けられなかった施設整備及び他公共事業に関連して併せ実施する施設整備のうち、公共性が大きいと知事が認める事業で、事業費が概ね100万円以上の地区に対して助成を行う。

区分	令和8年度計画
事業費	78,000千円

(2) 山村振興営農環境整備事業

北設楽郡全域（設楽町、東栄町、豊根村）、新城市、豊田市（旧東加茂郡全域、旧西加茂郡小原村、旧西加茂郡藤岡町）、岡崎市（旧額田町）の地域において土地改良事業を実施する場合、一定基準以上の地区に、一般地域より高い補助率で助成を行う。

区分	令和8年度計画
事業費	69,000千円

(3) 単独土地改良事業

小規模のため公共事業の採択要件に満たない末端地域の土地改良事業や、公共事業の補完的な事業に対し、一定基準以上の地区を対象に助成を行う。

区分	令和8年度計画
事業費	3,378,000千円

4 土地改良受託事業について

(1) 農業集落排水処理施設受託事業

農業集落排水施設の整備を円滑に推進するため、処理施設等の設計・施工について県が町村から受託し実施する。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	1 地区
事 業 費	186,840 千円

(2) 水質保全対策関連受託事業

県が行う事業とこれに関連して他の団体(市町村等)が行う事業を効率的に実施するため、両事業を共同施工とし、他の団体が行う事業を県が受託施工する。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	2 地区
事 業 費	61,467 千円

5 中心経営体農地集積促進事業について

中心経営体への農地の集積を促進するため、経営体育成基盤整備事業等の実施に伴い必要となる地元負担金に対し、その一部を助成する。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	11 地区
事 業 費	130,634 千円
補 助 金	65,317 千円

6 県営農地防災事業について

(1) たん水防除事業

流域開発等の立地条件の変化や既存排水施設の機能低下により排水状況が悪化している地域を対象に、農地や農業用施設等のたん水被害を未然に防止するため、排水機場、排水路等の新設又は改修を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	39 地区
事 業 費	3, 550, 090 千円

(2) 老朽ため池等整備事業

老朽化した農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐、その他附帯施設の改修を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	5 地区
事 業 費	160, 372 千円

(3) 用排水施設整備事業

用排水施設の脆弱化及び流域開発等による災害を未然に防止するため、頭首工、用排水機場、水路等の改修又は補強を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	8 地区
事 業 費	852, 845 千円

(4) 地盤沈下対策事業

地盤沈下防止を目的として地下水の採取が法令等で規制されている地域において、用排水施設の効用の低下を従前の状態に回復するため、用排水路等の新設又は改修を行う。また、地盤沈下対策を目的として整備された施設の機能低下を防止するための整備を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	17 地区
事 業 費	2, 524, 551 千円

(5) 海岸整備事業

地震、津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護し、国土の保全を図るため、農林水産省農村振興局所管の海岸堤防及び海岸樋門等の改修、補強を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	7 地区
事 業 費	677, 603 千円

(6) 防災ダム事業

地震時の安全性が不足している農業用ため池について、耐震性の向上を図るため、堤体補強等を行う。また、豪雨による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の賦与・増進のための改修、監視施設や水位計等の整備を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	66 地区
事 業 費	2, 294, 138 千円

(7) 防災水利整備事業

地域の渇水調整の円滑化を図るため、既存の農業水利施設に附帯する渇水対策施設の整備を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	1 地区
事 業 費	76, 469 千円

(8) 特定農業用管水路特別対策事業

石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図るため、石綿を含有する農業用水管（石綿セメント管等）の更新を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	6 地区
事 業 費	791, 235 千円

(9) 震災対策農業水利施設整備事業

大規模地震等に伴う災害の未然防止や被害軽減のため、地震により損壊のおそれがあるなど必要な耐震性を有していない農業水利施設について、耐震整備を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	3 地区
事 業 費	966, 488 千円

(10) 排水施設保全対策事業

排水機場等の施設について、排水機能の低下によるたん水被害を防止するため、施設の機能回復を図るための整備を行う。また、排水施設における危機管理向上を図るための整備を行う。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	3 地区
事 業 費	473, 685 千円

7 緊急農地防災事業について

(1) 緊急農地防災事業

法人事業税超過課税を財源として、農地及び農業用施設等の自然災害を未然に防止することを目的として、緊急に整備を要する排水機・排水路・ため池等の農業用施設の新設または改修、可搬式応急排水機等の購入及び整備を行う。

区 分		令和 8 年度計画
緊急排水施設整備	地 区 数	35 地区
	事 業 費	2,947,092 千円
緊急老朽ため池整備	地 区 数	1 地区
	事 業 費	5,000 千円
応急排水機整備	地 区 数	応急排水機購入等
	事 業 費	75,134 千円

(2) 緊急海岸整備事業

法人事業税超過課税を財源として、地震、津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護し、国土の保全を図るため、海岸堤防及び海岸樋門等の整備を行う。

区 分	令和 8 年度
地 区 数	5 地区
事 業 費	415,000 千円

8 土地改良施設の管理補助について

土地改良施設の維持管理は、主として土地改良区と関係市町村等において行われており、これらの団体に維持管理費の助成を行っている。

排水機維持管理事業

農業用排水機の持つ能力を保持し、地域の安全性を確保するため、土地改良区、市町村等の公共的団体が行う排水機の維持管理事業に対し助成を行う。

対象：ポンプ口径 200mm 以上で、かつ、原動機出力 7.355kw(10ps)以上の農業用排水機

区 分	令和 8 年度計画
事 業 費	710,000 千円

9 農地防災受託事業について

(1) 震災対策農業水利施設整備関連受託事業

県が行う事業とこれに関連して他の団体（市町村等）が行う事業を効率的に実施するため、両事業を共同施工とし、他の団体が行う事業を県が受託施工する。

区 分	令和 8 年度計画
地 区 数	2 地区
事 業 費	246,300 千円

10 応急排水機の管理及び貸出について

流域の開発、地盤沈下による立地条件の変化、近年の異常降雨などによる農地のたん水、異常な干天によって生じた農地の干ばつ及び大規模地震発生時の消火用水等の不足、県の行う土地改良事業などに備え、緊急農地防災事業で整備した可搬式応急ポンプ 170 台（尾張、海部、西三河農林水産事務所にて管理）について定期点検等の管理を行う。

また、緊急時の応急排水、干ばつ時の農業用水及び地震時の消火用水等の確保のため、市町村や土地改良区等の要請に基づき、応急ポンプを貸し出す。

11 災害復旧事業について

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）に基づき、暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、その他の異常な天然現象により被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業を行う。

農地、農業用施設災害復旧事業

国の定める災害基準以上の天然現象により被災した農地及び農業用施設で、1 箇所の事業費が 40 万円以上のものの原形復旧を行う。

このうち県営災害復旧事業費（受益面積が概ね 100ha 以上の農業用施設被害及び概ね 20ha 以上の農地被害等）として 4,500 万円を見込み計上する。